

# 控訴審第11回裁判のご報告

令和4年9月28日  
原発被害救済千葉県弁護士事務局

## 1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

### (1) 当弁護士が提出した主張書面や証拠

★第28準備書面(2022年6月17日最高裁第二小法廷判決に対する一審原告らの主張)

#### ○概要

- ① 最高裁多数意見は、原子力安全規制法令の趣旨・目的について判断せず、津波対策について防潮堤唯一論を採用し、「長期評価」についても詳細に検討した上で信頼性があると判断したわけではなく長期評価を取り入れた1つの試算が合理性を有すると述べただけであり、本件津波が巨大であったことを強調し、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等では大量の海水の浸入を防ぐことができず本件事故と同様の事故が発生する可能性が相当であると述べ、規制権限不行使と事故発生との因果関係を否定し、国の責任を否定した。
- ② これに対し、三浦反対意見は、以下のとおり判断し、国の責任を認めるべきと意見した。

法令の趣旨・目的等については、伊方最高裁判決を引用し、生命・身体の保護と企業の経済活動の利益を天秤にかけるような考え方を否定した。

「長期評価」については、地震調査委員会等の位置付け及び構成、長期評価の目的・手続・内容等に鑑みると、判断の基礎とすべき合理性に欠けるものではないとした。そして、本件長期評価の公表から1年経過した平成15年7月頃までの間に、本件各原子炉施設について津波により損傷を受けるおそれがあると認識することができ、東京電力に対し、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令を発する必要があることを認識することができたと述べた。

津波による浸水が現に想定される場合、本件非常用電源設備の機能を維持するために必要な措置が講じられていないことは、技術基準に適合しないとみることもでき、速やかに適切な措置を講ずる必要があった。国内及び国外の原子炉施設において、一定の水密化等の措置が講じられた実績があった。必要かつ適切な設備の性能等を検討することにより、水密化等の措置を講ずることは十分に可能であった。こうした設備工事は、防潮堤等の設置という土木工事と比較して、十分早期に完了し得た事は容易に推認される。

多数意見は、本件事故以前の津波対策につき、津波により上記敷地の浸水が想定される場合、防潮堤等を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することが基本、と強調する。しかし、このことを定めた法令はもとより、そのような指針が存在したわけでもない。多数意見は、津波による浸水が想定される場合の対策について、十分な検討がされていなかった。

水密化等の措置は、防潮堤等の措置が完了するまでの間において、本件非常用電源設備の機能を維持するために必要かつ適切な措置であるとともに、その後も本件非常用電源設備の多重的な防護を図るものとして必要かつ適切な

措置であった。水密化等の措置により、本件事故が発生しなかった高度の蓋然性がある。

保安院の対応については、法が定める規制権限の行使を担うべき機関が事実上存在していなかったというに等しいと、国の対応を痛烈に批判した。

そして、経済産業大臣の規制権限不行使の違法性を認定し、国と東京電力との責任は不真正連帯責任と判断した。

三浦反対意見は、下級審で判断された全ての論点について、一審原告からの提起を正面から受け止めたものである。「想定外」という言葉によって、全ての想定がなかったことになるものではない。

- ③ 最高裁判決は、原判決において適法に確定した事実は上告裁判所を拘束する旨を定めた民事訴訟法321条に反した事実認定を行っている。

原審では、防潮堤等による対策のみでは不十分であったと判断した蓋然性があると、事実認定した。しかし、最高裁多数意見は、防潮堤等の設置と併せて他の対策を講ずることを検討した蓋然性がない、と原審の事実認定に反する事実認定を行った。最高裁多数意見は、多重防護の必要性を否定したからこそ、防潮堤等を設置したとしても、本件津波の侵入により本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあると判断した。

また、防潮堤による防護措置としてどのような範囲で防潮堤が設置されるか、そしてその防潮堤によりどれだけ津波の侵入を防ぐことができるか、についても、最高裁多数意見は原審と矛盾する事実認定を行っている。

同種の事件を担当する裁判所は、民訴法321条に違反した最高裁判決の影響力を意図して排除すべきである。

- ④ 加えて、最高裁多数意見は、「本件の事実関係の下においては」という記載をしており、当該判決が事例判決であることを明言している。つまり、他の事件における異なる証拠関係の下では、異なる判断が下される可能性があることが含意されている。

本事件では、最高裁判決にかかわらず、自由に事実認定し、自由に法的判断がなされるべきである。

- ⑤ 「長期評価」は、「考えられる最悪の津波」を想定したものではなく、「明治三陸津波」を超える津波が発生しないと予測するものではない。

「予見の対象となる津波」は、敷地高さをを超える津波である。東京電力に対する株主代表訴訟の判決でも、同様に判示している。

問題の本質は、津波が敷地高さをを超えるか否かである。地震・津波の規模の違い、津波到来の方向の違い、浸水深の違いなどにあるのではない。

- ⑥ 最高裁多数意見は、司法に期待される役割を放棄した。本来であれば、三浦反対意見が多数意見になっていたはずである。

#### ★提出した主な証拠

令和4年6月17日最高裁判決

### (2) 一審被告東京電力が提出した主張書面や証拠

#### ★1審被告東京電力個別準備書面(世帯番号1~4, 6)

##### ○概要

- ① 東京電力による既払金をを超える損害の発生が基礎づけられるものではない。

- ② 福島市内やいわき市内では、18歳未満の住民も含めてほとんどの住民が自主的避難をせずに自宅での生活を続けており、地震や津波による被害がある中でも、福島市内やいわき市内での社会的活動は継続され又は速やかに再開された。したがって、1審原告は、本件事故の放射線の影響によって、福島市内又はいわき市内での居住を継続できない状況に置かれていない。

本件事故後の福島市内やいわき市内の空間放射線量の状況は、福島市内やいわき市内の住民の健康に影響を及ぼすものではない。平成23年4月以降、冷静な対応を呼びかける旨の情報提供も多数なされ、福島市やいわき市を含む各地の放射線の状況も新聞や広報等で日々報じられていた。

本件事故を理由として福島市やいわき市内に居住できない状況にはないことにつき、通常人・平均人の視点に立って、遅くとも平成23年4月下旬までには十分に認識することが可能な状態にあった。

- ③ 妊婦・子どもがいる世帯においては、放射線被ばくに対する不安が大きい場合があることを踏まえ、裁判外賠償の考え方として平成24年8月31日までを対象期間とした一律の賠償を行っている。これは、個々の住民について見た場合に、同日までの間、自主的避難等対象者に対して、本件事故による放射線の作用による法益侵害が継続していたかどうかを問うこと無くお支払いしている。

東電が同期間を賠償対象としたことを前提に、個別の事実判断をすることなく賠償期間を認定することは許されない。

★提出した主な証拠

1審原告の方々に対する支払実績表、自主的避難等に係る賠償金ご請求書

(3) 一審被告国が提出した主張書面や証拠

※国は、今回、主張書面や証拠を提出しておりません。

2 一審原告の方の本人尋問

3 弁護団による意見陳述

4 今後の裁判の日程

第12回口頭弁論期日  
第13回口頭弁論期日

令和5年1月18日11時  
令和5年4月19日14時

以 上